



# ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

所長  
コラム

アイビー・リーの

## 「\$25,000のHow To」への再挑戦

P1

以前にも書きましたが、能率増進の専門家アイビー・リーがベツレーム製鉄会社のT・シュワップ社長に提唱した手法に則って実践を行った結果、莫大な利益を得たことにつき\$25,000（約100年前の邦貨で1億円?）の小切手が送り込まれたという逸話があります。これまでつい聞き流していましたが、このノウハウを現代に活かしてみようと再度思い立ち、ノート形式のものを作るべく挑戦をしています。その要点は下記の通りです。

- ①明日自分がしなければならない重要な仕事を6個書き出して
- ②重要さの順を追って番号を打ち
- ③翌日これを順番に実践するだけ

試みに自分でその通り実践をしてみました。するとどうでしょう。そう簡単にできる仕事ばかりではなかったのに、午前中に全部片付いてしまったではありませんか。もう一日同じ要領でやってみたらこれもあまり変わらず早く出来たのです。一体今までの仕事は何というやり方だったのかと思う位処理が早くなったのです。そして大袈裟に言えば午後はすることが無くなったので自宅に自動車を持ち帰り、山陽電車に乗りファンチームのオープン戦を観戦しに京セラD大阪へナイター見物に行ってきました（余談です）。

ところでこのようなことを繰り返すうち、やるべき仕事の内容や量が減ってくることに気が付き始め、どうしたものかと考えるうち、今までやるべき仕事と考えていなかった新しい領域のテーマや時間をかけるべき大きなテーマ（図書の整理、新書の購読、新制度への対応）などが取り組むべき仕事の中に入っていないことが判ってきたのです。

もちろん重要度の選択は人によって差が出ることでしょうが、ベツレーム製鉄会社のT・シュワップ社長がこの手法を用いて自分で実践し、その成功体験から部下全員にこれを実践させて世界一の製鉄会社に仕上げたという逸話と1億円の報酬…はなるほど、と頷くことが出来ます。

この手帳が完成すれば是非お手にとってご覧になり、最も地位の高い方が実践を試みて下さい。もっともこれは同業のライバル会社にはくれぐれもお見せになりませんように。そして貴社の益々のご発展をお祈り申し上げますばかりです。



情報

## 「適用できる優遇税制はないか!？」

3月は多くの企業の決算が集中する時期になります。そこで決算に向けて、「適用できる優遇税制はないか!？」今一度ご検討ください。

適用を検討する場合には、すべての適用要件をチェックリスト化するなどして、細かく確認することが大切です。下記に優遇税制と優遇税制により税額が減少する税目の一覧表を掲載いたしますので、ご確認ください。

優遇税制	税額控除			特別償却		
	国税	住民税	事業税	国税	住民税	事業税
雇用促進税制	○	○	×	—	—	—
所得拡大税制	○	○	×	—	—	—
中小企業投資促進税制	○	○	×	○	○	○
生産性向上設備投資促進税制	○	○	×	○	○	○
商業・サービス経営改善税制	○	○	×	○	○	○
少額減価償却資産の即時償却	—	—	—	○	○	○
研究開発税制	○	×	×	—	—	—

### ☆税額控除と特別償却の選択のポイント

特別償却といっても、設備の耐用年数を通じた全体の減価償却費の大きさには何ら変わりありません。従って、2年目以後の減価償却費を1年目に先取りしているだけなので、特別償却すると2年目以後の償却費は減ってしまいます。つまり、課税が繰り延べられているにすぎません。

一方、税額控除は、算出税額から投資額の一定割合を控除するだけなので、減価償却費に影響はなく、純粋に減税効果が得られます。

いずれを選択するかは判断ですが、安定的に黒字決算が継続できると予測されるのであれば税額控除が有利といえます。しかし、当期に利益がでていないが、来期以降の業績が見えない場合や赤字決算が予想されるような場合、利益があるうちに特別償却を選択し税額を減らす方が有利といえます。

☆事務所ニュース3月号にも関連記事を掲載しておりますのでご参照ください。

(記事担当：武田)

※新たにアクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

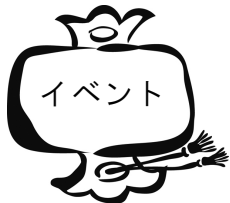
□ 下記へ配信してください。  
会社名 \_\_\_\_\_

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL \_\_\_\_\_

FAX 079-288-0997  
FAX \_\_\_\_\_



P3



## 第29回『ひめじぐるめらんど』開催のご案内

姫路市では、毎年お花見の季節を中心に多彩なイベントを展開しています。その一環として、姫路の春を彩る食の恒例のイベントとして今年で29回目となる『ひめじぐるめらんど』を開催し、姫路を中心とした食品会社等による名産・特産品や、西播磨各地の物産の展示・販売を行います。今年は、姫路城グラウンドオープンを祝し、国宝四城の特設コーナーを設け、イベントに華を添えます。

【開催日時】平成27年4月3日（金）～5日（日） 午前10時～午後5時

【会場】姫路市本町68番地 大手前公園中央

【実施イベント】・祝 姫路城グラウンドオープン 国宝四城特設展

・地元大学による『食』をテーマとした研究発表コーナー など

【出店例】・ヤマサ蒲鉾(株)・チーカマドッグ・さっちゃんのみみ揚げ・お好み天・いか天

・ヤエガキ酒造(株)・純米名軍師ボトル缶・麦焼酎ひめじの官兵衛見参・青乃無・紫黒米健康酢

・マエカワテイスト(株)おだしくらぶ・減塩みそ汁・パチにゅうめん

・みその老舗・甘酒の元祖 小松屋・甘酒・みそ田楽・甘酒アイス



## ヤマサ蒲鉾株式会社 様

### 芝桜の小道が無料開放されます！



毎年恒例となっている、『ヤマサ蒲鉾株式会社』様（夢前町置本327-16）の『芝桜の小道』が4月11日（土）～5月6日（水）まで無料開放されます。約4,800㎡の植栽面積に白・ピンク・赤・紫の芝桜が咲き誇ります。

4月28日（火）29日（水）には『夜芝桜観賞会』が行われます。芝桜の小道に約3,000個のろうそくで足元を照らし、夜のライトアップされた芝桜をご覧ください（雨天中止）。

#### 確認

平成26年分の所得税および個人事業者の消費税の確定申告分の振替納税の日は、下記の通りとなっております

所得税 : 平成27年4月20日（月）

消費税及び地方消費税 : 平成27年4月23日（木）

お忘れなきよう、振替口座の残高を再度ご確認ください

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX